

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年1月23日（平成29年（行個）諮問第15号）

答申日：平成30年3月26日（平成29年度（行個）答申第216号）

事件名：本人に対する労災保険給付の不支給決定に係る調査結果復命書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる全ての調査結果復命書文書一式（平成26年度分）請求人が提出した文書は除く」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年7月27日付け東労発総個開第28-440号により行った一部不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

マスキングされた主治医意見を確認したいので開示すること。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成28年7月1日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求人が、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる全ての調査結果復命書文書一式（特定年度分）（原文ママ）（請求人が提出した文書は除く）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、原処分庁が平成28年7月27日付け東労発総個開第28-440号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求者がこれを不服として、平成28年10月21日付け（同月26日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「3原処分において不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

審査請求人が、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる全ての調査結果復命書文書一式（特定年度分）（原文ママ）（請求人が提出した文書は除く）である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①の不開示部分は、審査請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1の③の不開示部分は、特定事業場の印影であり、特定事業場等が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等で

ある。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記3(2)ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「3原処分において不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月8日 審議
- ④ 平成30年1月25日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年3月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる全ての調査結果復命書文書一式（平成26年度分）請求人が提出した文書は除く」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1及び文書番号2に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は「マスクングされた主治医意見を確認したい」（文書番号1

の②に該当)として、不開示部分の一部の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による障害補償給付の支給に関する処分の取消しを求めるとして、東京労働者災害補償保険審査官(以下「労災保険審査官」という。)に対して労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、本件開示決定(平成28年7月27日)以前に労災保険審査官による決定がなされ、審査請求人へ当該決定書(以下「決定書」という。)が送付されているとのことであった。また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリントが、本件開示決定以前に送付されているとのことであった。

そうすると、審査請求人は、本件開示決定以前に、決定書及び事件プリントの記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された決定書及び事件プリントの内容も踏まえることとする。

2 不開示情報該当性について

文書番号1の②は、特定労働基準監督署に提出した審査請求人に対する医師の意見であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当するが、事件プリントに記載されている内容と同一のものであることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び7号柱書き

のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。
(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 原 処 分 において不開示を維持す る 部 分	4 不 開 示 情 報 (法 1 4 条 該 当 号)			5 開 示 す べ き 部 分
			2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	調 査 結 果 復 命 書 ①	① 9 頁 医 師 署 名, 押 印 部 分, 1 0 頁 印 影 部 分	○			—
		② 4 頁 ないし 7 頁 不 開 示 部 分 (6 頁 3 6 行 目 1 0 文 字 目, 1 1 文 字 目 及 び 7 頁 3 行 目 1 0 文 字 目, 1 1 文 字 目, 6 行 目 1 0 文 字 目, 1 1 文 字 目, 9 行 目 1 0 文 字 目, 1 1 文 字 目 を 除 く。), 1 0 頁 不 開 示 部 分 (① に 掲 げ る 部 分 を 除 く), 1 1 頁 ないし 1 7 頁 不 開 示 部 分, 1 9 頁 ないし 2 2 頁 不 開 示 部 分	○		○	全 て 開 示
		③ 9 頁 医 療 機 関 印 影 部 分		○		—
		④ 6 頁 3 6 行 目 1 0 文 字 目, 1 1 文 字 目 及 び 7 頁 3 行 目 1 0 文 字 目, 1 1 文 字 目, 6 行 目 1 0 文 字 目, 1 1 文 字 目, 9 行 目 1 0 文 字 目, 1 1 文 字 目	新 た に 開 示			—
2	調 査 結 果 復 命 書 ②	—				

注) 本表の「5 開示すべき部分」の欄のうち、「—」印の箇所は、審査請求人が開示を求めている部分であり、また、「4 不開示情報」の欄のうち「新たに開示」としている部分は、諮問庁が諮問に当たり新たに開示する箇所である。